

右の配置は、永祿五年盛数が死んだころのものと思われるが、兩遠藤が氣良庄をほとんど旗下に収めていたことを示すものである。このことは、永祿八年、織田信長が永井隼人の関城を落とした斎藤新五に隼人の遺領を知行した時、その領地の東側北限が沓部さくべになっていていることによって、「備前國臣居証文」「備前國臣居証文」、確かめられる。沓部は祖師野あき良庄の南にあるが、沓部以南が永井隼人の遺領で、それより北が兩遠藤の領地であったわけである沓部は太閤後地後、郡上郡沓部村となる。

#### 四 馬瀬郷・鷺見郷・橋庄・那比村

馬瀬郷の成立 承久の乱（一二二二）に敗れ隠岐に配流されて崩じた後鳥羽上皇は、水瀬氏に遺詔と共に後世の弔を託した。水瀬氏は水無瀬みずなし市大坂に法華堂を建てて、後鳥羽上皇を祭った。光厳上皇のころから法華堂に対する信仰が厚く、暦応五年（一三四二）（四月麻水と改元）、馬瀬郷は同上皇の院宣によって、水無瀬の法華堂護摩料所に施入された「岐阜県史」。美濃国では、馬瀬郷のほかにも、菅田郷すがた郡武蔵・有里あり郡本郡・東田原郷あづまのら郡加茂などが施入された。

以来同所馬瀬郷の院宣と改称に、数代の天皇・上皇が多く在所領を施入したが、右の美濃国四か郷が光厳上皇の院宣によったということは、美濃国がかなり以前から院の分国であったためとみられる。分国とは本来院が一国の知行権を持つこと、これを院の分国といい、主として皇室領・国衙領が知行の対象とされたので、馬瀬郷は国衙領であったと考えられる。

馬瀬郷の郷域と侵略 馬瀬郷は、太閤検地で益田郡に編入になる前は、郡上郡の地であった。それは、文明一七年（一四八五）以降戦国時代末まで、同地域の真宗末寺・道場下げられた方便法身尊像裏書に見る願主の所在地名が、すべて濃州郡上郡馬瀬郷とか、美濃国郡上郡清世郷、または同清世郷楢谷・同大原などと書かれていることからわかる「原始古代第三巻第四節三項」。従って馬瀬郷の庄域は、現在の益田郡馬瀬村と大野郡清美村楢谷が含まれていたことが知られる。

鷺見氏の芥見庄・鷺見郷 永暦元年（一一六〇）ころ、鷺見氏初代武威権守藤原頼保は、鷺見郷の大鷲おしを退治した功で

美濃国芥見庄岐阜市 及び同国鷺見郷を永代下賜され、また鷺見姓を賜り、同郷の大鷲白山神社現天王に社領二石二斗余を寄進したという「第三章第 二節参照」。これは伝説的な物語であるが、辺境にある鷺見郷が山田庄からも外されて国管であったのが、このころ荘園になったことを意味しよう。

安元元年（一一七五）ころには、鷺見郷は平光盛の所領となっている。すなわち「鮎走由緒書」高鷲村鮎走に、「粟田口大納言平朝臣光盛郷御家臣芥見左少弁棟御直莊 安元元年 莊司判」と記されている。平光盛は池頼盛平清盛の異母弟の長子で、源頼朝は平家滅亡後頼盛一族を頼朝兄弟助命の恩人として遇したので、光盛の美濃国所領は安堵されていた「岐阜県史」。したがって平光盛家臣芥見左少弁は字のためか、弁官補任に無いが、頼保の子重保がの直莊芥見庄・鷺見郷も安堵されていたとみられる。

建仁年間（一一〇三）のころ、芥見庄の南隣岩滝郷現岐阜市の本主本来荘園に知行され小島三郎によって、武威権守頼保の子藤原御家人郡上太郎重保建仁二年五月改 鷺見氏家譜の所領が濫妨されたので、彼は幕府へ訴えた。これに対して時の將軍頼朝は、執権北条遠江守時政に「御家人重保安堵下知状」せよという命令書を下した。頼保「鷺見家」。ちなみに小島三郎は後の承久乱（一二二二）に宮方へついて討たれ、一族は滅んだが、各務郡下の豪族であったようである「尋常分撰」。従って濫妨されたのは、鷺見氏所領のうち芥見庄とみられる。

一般に、中世においては本姓の代わりに、知行を受けて住した所の地名を冠している。鷺見氏は、初代頼保が鷺見郷の鷺見を家名に賜り、六代目忠保が、鷺見苗字を宣下されたという「鷺見氏」から、従来の藤原姓を捨てて鷺見姓を公に使うようになったのであろう。鷺見氏系図に付与された字の変遷を、郡内にある鷺見氏系図と岐阜市芥見長山町宮本明家芥見八所蔵の鷺見氏系図によって次に合成してみると、

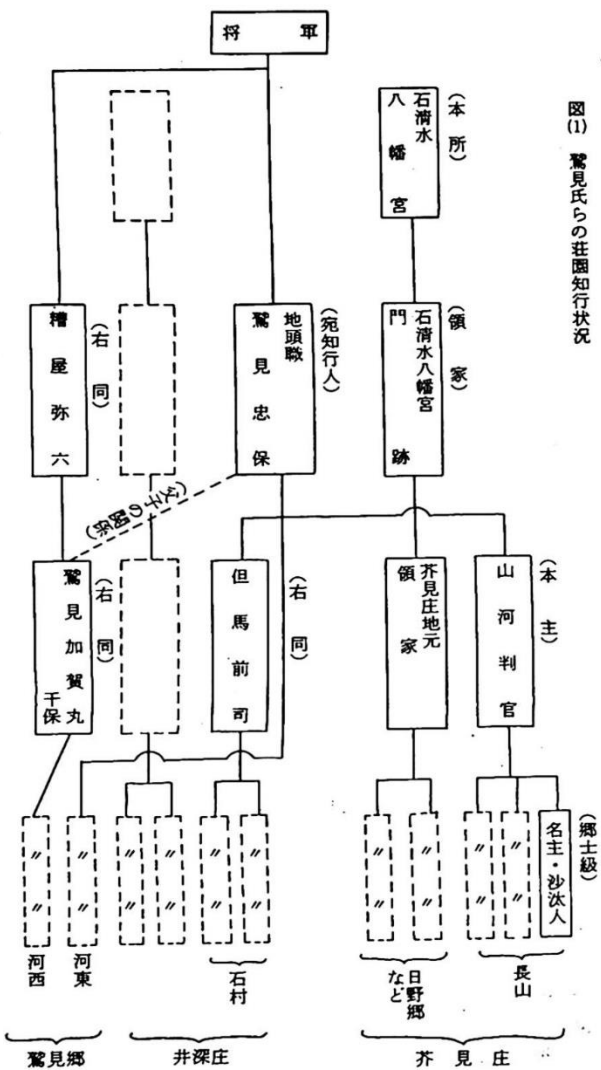
可宮所蔵の鷺見氏系図によって次に合成してみると、  
初代 藤原頼保（郡上太郎）——重保（郡上太郎）——家保（郡上三郎）——諸保（郡上藤三郎）——長保（郡上彦三郎）——忠保（郡上藤三郎）——千保（加賀丸・長山彦五郎）——氏保（長山彦五郎）——行保（長山彦六）

(注)△は郡上の系図、●は芥見宮本家所蔵系図に記された字である。字とは、本名以外の呼び名である。  
 となる。これによると、六代鷲見忠保までは芥見庄の住人であったが、郡上にも住して郡内住民から「郡上何々」の字で呼ばれ、六代忠保は芥見・郡上両地から字を受け、禪峯以降は、芥見庄長山にも住して周辺の住民から「長山何々」と称されたものと解される。

鷲見加賀丸千保の加賀丸は幼名で終生の愛称とみられる。後に掲げる図(1)によって、千保は幼い時鷲見郷の本主であった、また別本系図により、彼は忠保の次男として鷲見郷に居城していたが兄が早死したので父忠保の跡を継いだということも推察される。地頭職鷲見加賀丸中務入道禪峯は、明徳三年(一三九二)ころには中務少輔以上位上に昇るといふ実力者であった。芥見庄長山には広い耕地があつて、鷲見郷のような峡谷の寒冷地とは比べものにならないような強力な経済基盤を持ち、鷲見氏の軍事力を支えたことがわかる。今日芥見権現山には長山城跡があり、山麓には屋敷跡と呼ばれるものがある。山県北野城の鷲見氏は、この芥見長山から進出して最期は壮烈な戦死をしたと伝えられている岐阜市芥見宮本明談。

延徳年間(一四八九)鷲見修理亮は、守護土岐成頼の北野天満宮京への寄進地多芸村多芸、及び將軍義満同宮寄進の芥見庄日野郷の年貢徴収金を、天満宮へ納めた「北野社家日記」。鷲見修理亮重直は、土岐氏の有力な被官とみられる。地頭職鷲見中務長山彦六行保の二男直重は、芥見長山から山県郡北野城岐阜に進出して、以来四代の間(文明一〇年、弘治二年、一四七八―一五五六)続いた。その三代目までは鷲見美作守と号して、土岐成頼、斎藤道三時代に武名をとどろかし、四代新藤治は道三に迎えられて忠勤し、弘治二年の戦いで彼に従って戦死し、山県北野城鷲見氏は亡んだ「鷲見家史願」。

以上のように、鷲見氏の軍事力を支えた経済基盤は意外に広く、その行動を示す史料も広範囲にわたっている。荘園の支配者層、室町時代の荘園の支配者層は次に示す「鷲見家譜」と宮本家蔵文書の合成によって理解される。それは「芥見庄長山彦五郎は御判紙(將軍が認定をした)をもつて永くこれを賜う。芥見庄は、長山彦五郎配下の本主山



(注)① 石清水八幡宮門跡領については、石清水菊大路家蔵文書「岐阜県史」による。  
 ② 將軍の知行替えて、この知行系統図は始終変わるものである。

河判官が賜り、井深庄石村加茂市は、同じく配下の本主但馬前司が改めて賜る。鷲見郷河西は糟屋弥六がが將軍から知行をうけて、本主加賀丸に管理させる」というものである。この長山彦五郎は、加賀丸の父で、郡上藤三郎忠保を指し、後述する糟屋弥六と同時代の人である。右のことをもとにして表したのが、図(1)である。

図(1)のように、室町時代の普通の荘園は、支配者が重なり合って知行されていた。飢饉・災害にもほとんど免税のなかった下層農民は、重税のため土地を放棄して流浪し餓死する者が多かった。なお糟屋弥六に関しては建武四年(一一三七)美濃佐竹義基が武儀郡山口郷で凶徒と戦った時の軍忠状に、現場証人の一人として糟屋孫六の名が挙げられている孫と孫の字の。文書「岐阜県史資料編」。

橋庄 郡上川沿いの橋庄は、建武三年(一一三六)「九条家領」として現れ、上流の近衛家領吉田庄と共に、以前は藤原氏長者領であった。「九条家領目録」の中の「左大将九条家政所注進当知行目録案」には、「下有知厨しゅう領家職は、下有知厨・橋庄・太田依沢通名を知行領地としていたが、当厨内の寺地郷平安通文八〇、〇八号文書、橋庄・太田依沢通名は中分領主が武士に二分しとして地頭職が請け持っていたところ、その地頭が欠所になったので、全部本所九条へ戻されて直接支配をした」というように記している。

室町時代に編集された「美濃国武儀郡神名帳」「美濃国神名帳」岐阜県立図書館蔵の八四社の中には、左岸上河和以南の神社は載せてあるが、右岸の洲原神社・立花神社などは無い。しかも長享元年(一一四八七)洲原神社棟札に「長享元年九月一日、領主村山対馬守忠広社頭を改造、郡上郡洲原「濃州西郷」とあり、「武儀郡神名帳」の巻末にも「余郡の神名はこれ無し」とあるので、洲原神社及び立花神社は余郡すなわち郡上郡の神社であったことがわかる。その後、天文年中(一一五三二)や天正の太閤検地直前の天正一三年(一一五八五)まで、橋庄は九条家領として記録上進されている。領「九条家。なお、天正一二年、織田信雄に仕えていた遠藤慶隆は、立花山に陣をしいて羽柴秀吉の軍勢を迎え撃った。第五章節。このことは、立花・須原が秀吉に参加した」。

上有知佐藤六左衛門の領地では無く、郡上遠藤領であったことを物語っている。

以上のように須原・立花は、郡上郡にあって天正検地直前まで、九条家領橋庄であったとみられる。対岸の上河和・下河和以上は古須・保木脇・曾代は、須原・立花を含めて古代郡上郷に推定され、江戸時代には須原谷六か村「市史」と称されていたから、地頭中分以前の橋庄は須原谷全域であった可能性がある「濃州西郷通史・下巻」も須原。谷を「旧郡上郷内」とする。

那比村 美濃国那比村と可児中村郷は林三郎女子の遺領であったが、観応二年(一一三五)原弥三郎と塗屋新兵衛入道林三郎女子の代官二人が濫妨に及んだ。飯尾左衛門大夫頼国は、足利尊氏の命によりその濫妨を停止したので、それらの郷村を頼国に当てて管理させよという尊氏の御教書が、守護土岐頼康に下された。」「郡上郡史」。

観応三年八月三〇日の「祇園執行日記」「八坂神社社務所刊」には、「濃州那比村・同國中村郷は、飯尾新左衛門が幕府から恩賞に給されて、年貢を当方へ進納しなければならぬと申しながら、その沙汰が無い」と記されている。これによってみれば那比村は、かつて地元領主が林三郎女子であり祇園社が領家または本家であったことがわかる。

八幡町那比福常寺蔵、永正一三年(一一五二六)方便法身尊像裏書には、「濃州郡上郡山田庄栗栖郷□□」と記されている。那比村が山田庄であったかどうかは、今後の課題である。

## 第二節 山田庄

### 一 成立・伝領経過と庄域

待賢門院御願寺法金剛院領 応徳三年(一一〇八六)、白河上皇によって院政が行われるようになると、皇室名義の御願寺